

## 議会運営委員会の概要

### 1 山形県議会定数等検討委員会の検討結果報告書について

- ・坂本議長から、山形県議会定数等検討委員会の田澤委員長及び木村副委員長より検討結果報告書の提出があり、また、田澤委員長から本日の本会議で委員長報告を行いたい旨の申し出があった旨の報告があり、了承された。

### 2 議事日程第6号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

### 3 政策提言会議の開催について

- ・政策調査室長から、資料「政策提言会議の開催について（案）」により説明があり、了承された。

### 4 その他

#### (1) 執行部からの報告事項について

##### ① 県立高等学校における大学出願書類の成績誤記載について

- ・教育長から、資料「県立高等学校における大学出願書類の成績誤記載について」により報告があった。

##### 【発言概要、質疑等】

(榎津委員) 私立大学等については合否に影響が無いことを確認し、国公立大学については大きな影響は無いと考えているがはっきりしたことは分からないとのことだが、国公立大学の大学数、学部数はどうか。

⇒ (教育長) 10大学12学部である。

(榎津委員) 合否に大きな影響が無いと考える根拠は何か。

⇒ (教育長) 評定に対する影響が小さいこと、また、多くの国公立大学では調査書の得点を直接点数化する判定方法では無いことから大きな影響は無いと判断した。

(榎津委員) あってはならないことである。注意してほしい。

(青柳委員) 差替えを断った大学はあるのか。

⇒ (教育長) 報告内容を理解したため差替えの必要はないと回答した大学はあるが、それでも差替えの書類は送付させていただいた。

#### (2) その他

##### 【発言概要、質疑等】

(木村委員) オミクロン派生型BA.2に係る情報提供をお願いしたい。

⇒ (総務部長) 担当部局に伝え報告できるようにしたい。

(鈴木委員) 予算特別委員会で森谷委員が質問した若松特命補佐の任期の件について、知事から明確な回答が無かったが、どのような状況か。

⇒（総務部長）知事の答弁のとおり、まず、会計年度となっている。また、森谷委員への答弁の中で「ご意見はしっかり受け止め判断してまいりたい」と答弁しており、これができる限りの答弁である。

（鈴木委員）知事から歩み寄りの回答があったわけだが、いつ、どういう形で議会や県民に知らせるのか。

⇒（総務部長）議会からの意見も踏まえ、どういう対応ができるか検討したい。

（鈴木委員）早くはっきりと議会や県民に示してほしい。

（森田委員）特命補佐の取扱要綱によると任用期間は今年の3月末までとなっているが、令和4年度も特命補佐を任用するのかわからないのか、予算を盛り込んでいるのかどうかをはっきり聞いておきたい。

⇒（総務部長）令和3年度当初予算においても4年度当初予算においても特命補佐としての予算計上は無い。令和3年度は報酬という費目から支出している。任期については、先ほどの答弁と同様、知事としては「ご意見はしっかり受け止め判断してまいりたい」と答弁しており、これができる限りの答弁である。

（森田委員）3月2日付けの新聞に「若松前副知事に警告。県警、知事選巡り公選法に抵触か」という記事があった。昨年も自治体の首長から話があった。予算特別委員会において、知事は「知らない」と答弁していたが、副知事が相談・報告しないということはあるのか。早く結論を出してほしいと考えるがどうか。

⇒（総務部長）意見は私としても受け止める。答弁については、単に難しいということではなく、知事は「しっかり受け止め判断する」と答弁していることを理解してほしい。新聞記事の件については、県警から発表が無いことから申し上げることはない。いずれにしても、これまで様々な議論をしてきたことから、知事と相談していきたい。

（森田委員）まもなく県の人事も内示され、議会も3月17日までであることから議会運営委員会等で公表するような対応は可能か。

⇒（総務部長）3月15日の会派協議会及び議会運営委員会までにしっかり検討したい。

（森田委員）今定例会中に知事から直接発言してほしい。

（柴田委員）予算特別委員会における果樹王国情報発信拠点施設整備に関する森谷委員の質疑に対して、農林水産部長は令和2年度の常任委員会において情報発信検討部会の提言として報告し議論してきたとの答弁であったが、令和3年度に議論していないことは問題であり不誠実と考えるがどうか。

⇒（総務部長）令和3年度に議論が無く丁寧さを欠いたという指摘については農林水産部に伝えたい。より詳細な資料を用いて常任委員会で説明するよう指示もしている。しっかりと議論をしたうえで理解してほしい。

（洪間委員）1年間議論が無かったが、予算編成に当たり、総務部として唐突感を感じなかったのか。要求概要はあったのか。

⇒（総務部長）予算の要求概要には含まれていなかった。要求概要の公表時点では議会に示せるまでの内容が固まっていなかった。その後、当初予算編成の中でより具体化してきたものである。施設整備については時間をかけて行うものもあれば必要性に応じて対応していくものもあることから、早すぎるとは総務部としても思っていないが、丁寧に説明していきたい。

## 5 次回議運開催日時

3月15日（火）午前10時

## 6 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和4年3月8日（火）

午前 10 時

1 山形県議会定数等検討委員会の検討結果報告書について

2 議事日程第6号について

3 政策提言会議の開催について

4 その他

5 次回議運開催日時

3月15日（火）午前10時

6 本日の開議時刻

## 山形県議会定数等検討委員会の検討結果報告について

本委員会は、次期一般選挙（令和5年4月）に向けた山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行うため、令和2年7月に設置されて以来、15回にわたり委員会を開催し慎重に審査を行い、次のとおり検討結果を取りまとめ、本日、議長に報告いたしました。

- 1 総定数は現行どおりとする。 (43人)
- 2 選挙区は現行どおりとする。 (17選挙区)
- 3 選挙区別定数は現行どおりとする。  
(公職選挙法第15条第8項ただし書を適用することにより、議員一人当たりの人口の格差が縮小する)
- 4 次期検討委員会への申し送り事項
  - (1) 基本的原則の継続
    - ・ 議員一人当たりの人口の格差は2倍以内とする。
    - ・ 総定数は増やさない。
    - ・ 配当基数が1を下回る場合は、合区について検討する。
  - (2) 最上地域(新庄市選挙区・最上郡選挙区)の選挙区のあり方と議員定数について、次期一般選挙後速やかに検討  
【議論の経過】
    - ・ 人口比例配分した場合、新庄市選挙区、最上郡選挙区の定数がそれぞれ△1となり、最上地域として現行の4から2へ半減
    - ・ 配当基数が1以上ある両区を合区することの検討の必要性や、最上郡選挙区の人口の減少が著しく、今後、新庄市選挙区の人口を下回る可能性があることから、今回は定数の変更を見送る
    - ・ 寒河江市・西村山郡選挙区(人口76,798人)定数3に対して、新庄市選挙区と最上郡選挙区(人口70,922人)合計で定数4 など
  - (3) 基数計算上は増員となる山形市選挙区及び天童市選挙区の取扱いについて検討
  - (4) 人口が減少する中で議会が担う役割を十分に発揮できるような議員総定数及び常任委員会の審議等のあり方について検討

次期一般選挙に向けた定数及び  
選挙区等に係る検討結果報告書

令和4年3月1日

山形県議会定数等検討委員会



## I 審査経過

山形県議会定数等検討委員会は、次期一般選挙（令和5年4月）に係る山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行うための特別委員会として、令和2年7月3日、委員8名をもって設置され、以来、15回にわたり委員会を開催し慎重に審査を行ってきた。

審査にあたっては、都道府県議会議員の定数及び選挙区等に関する法制度、令和2年国勢調査の概要等について執行部の出席を求め説明を聴取するとともに、これまでの本県議会における議員定数や選挙区等に関する検討経過を整理した。さらに、定数等の検討における基本的原則を確認したうえで、他都道府県議会の議員定数の状況、県内人口の推移、議員一人当たりの人口の推移などについて調査検討を行い、委員会の意見を取りまとめた。



## Ⅱ 基本的原則

これまでの本県議会における定数等検討委員会の検討経過を踏まえ、次の基本的原則を確認したうえで、次期一般選挙に向けた議員定数及び選挙区等について検討を行った。

- 1 議員一人当たり人口の格差は2倍以内とする。
- 2 総定数は増やさない。
- 3 配当基数が1を下回る場合は、合区について検討する。

## Ⅲ 結 論

次期一般選挙における議員総定数、選挙区及び選挙区別定数については、以下のとおりとすることが適当である。

### 1 議員総定数

現行どおりの 43 人とする。

### 2 選挙区

現行どおりの 17 選挙区とする。

### 3 選挙区別定数

公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書の規定を適用した上で、現行どおりの選挙区別定数とする。

## IV 理由

### 1 議員総定数

#### (1) 現 状

- 議員総定数については、従来、旧地方自治法により人口比例で定められていた。平成 11 年の法改正により上限を定めるものとされ、さらに平成 23 年にこの上限規定も廃止されている。

《参考 1》

- しかし、廃止前の人口区分で定められていた上限規定は、現時点においても一つの指標であり、他県においても参考としている。次期一般選挙の基礎となる令和 2 年国勢調査の結果による本県の人口 1,068,027 人に対する上限は 46 人であり、現在、定数 43 人の本県の削減率は▲6.5%で、東北各県の削減率の▲7.8～1.8%と比較しても遜色のないものとなっている。

《参考 2、3》

- 旧地方自治法の上限の仕組みを見てみると、人口 100 万人以上の都道府県に係るものについては、人口増減数 7 万人毎に定数が 1 人増減することとなっている。前回調査からの本県の人口減少数 55,864 人は、この 7 万人に達していない。

《参考 1、4》

- 人口減少が急激に進む中、本県においては、平成 11 年以降 3 回に渡り見直しを行うなど総定数削減の努力をしている。なお、

他県においては、1～2回の見直しにとどまっており、より中期的な視点に立った検討が行われている状況となっている。

《参考4、5》

## (2) 課 題

- 議員総定数は、これまで、人口の減少や他都道府県議会との比較等を背景に段階的に削減してきている。今後も人口減少の進行が予想される中、将来を見据えた県議会としてのあるべき姿の議論と併せて議員総定数について検討が必要である。

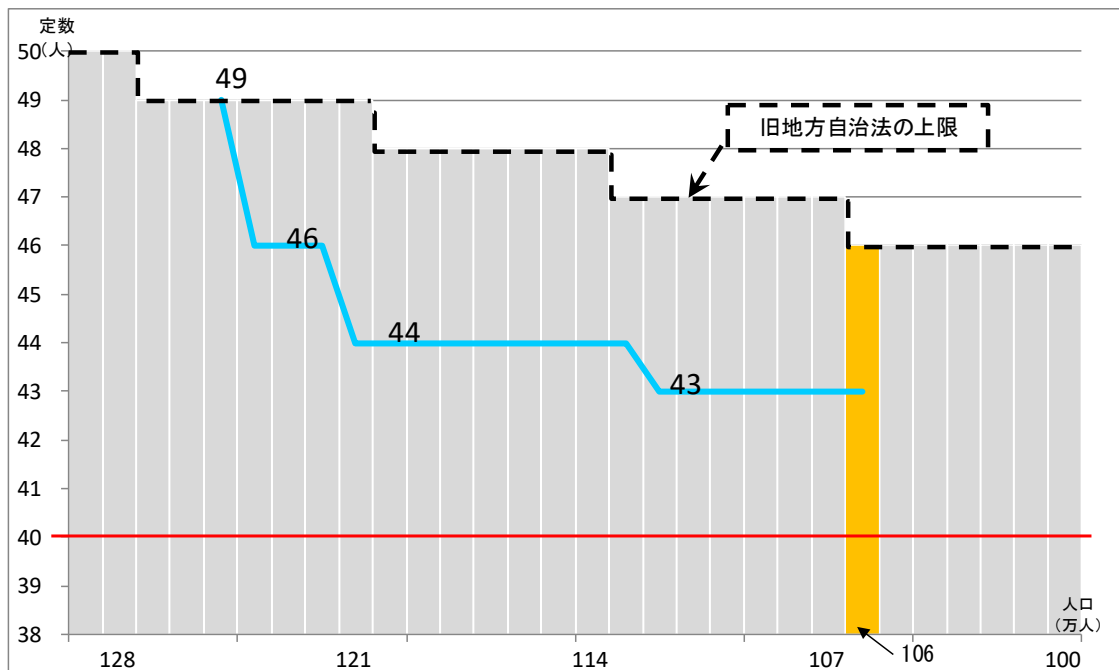
## (3) 結 論

- 現行どおり 43 人とする。

《参考1》 平成11年地方自治法改正後の上限規定（H15.1～H23.7 適用）  
第90条第2項 都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を100万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が130人を超える場合にあつては、130人））を超えない範囲内で定めなければならない。

- 1 人口75万未満の都道府県 40人
- 2 人口75万以上100万未満の都道府県 人口70万を超える数が5万を増すごとに1人を40人に加えた数
- 3 人口100万以上の都道府県 人口93万を超える数が7万を増すごとに1人を45人に加えた数（その数が120人を超える場合にあつては、120人）

《参考2》 本県人口と本県議会議員定数の推移及び旧地方自治法の上限との比較



《参考3》 東北各県議会との比較

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県	山形県
令和2年 国調人口(人)	1,237,984	1,210,534	2,301,996	959,502	1,833,152	1,068,027
旧自治法上限 数(人) a	49	49	64	45	57	46
現行議員 定数(人) b	48	48	59	43	58	43
削減数 [b-a] c	▲1	▲1	▲5	▲2	1	▲3
削減率(%) [c/a]	▲2.0	▲2.0	▲7.8	▲4.4	1.8	▲6.5
順位	4位	4位	1位	3位	6位	2位

※ 秋田県にあつては、次期一般選挙に向けて現行定数を2人削減し、41人とする見込み

《参考4》 本県議会議員定数の推移

選挙年	平成11年4月	平成15年4月	平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月	平成31年4月	次期選挙
議員定数 (人)	49	46	44	44	44	43	43
基準 国勢調査	平成7年10月	平成12年10月	平成17年10月	平成17年10月	平成22年10月	平成27年10月	令和2年10月
県内人口 (人)	1,256,958	1,244,147	1,216,181	1,216,181	1,168,924	1,123,891	1,068,027
前回比 (人)	▲1,432	▲12,811	▲27,966	—	▲47,257	▲45,033	▲55,864
議員一人当たり の人口(人)	25,652	27,047	27,640	27,640	26,566	26,137	24,838

《参考5》 平成15年以降の東北各県の見直し状況

県名	H11 一般選挙	H15 一般選挙	H19 一般選挙	H23 一般選挙	H27 一般選挙	H31 一般選挙	見直し 回数
青森県	51	51	<u>48</u>	48	48	48	1
岩手県	51	51	<u>48</u>	48	48	48	1
宮城県	63	63	<u>61</u>	61	<u>59</u>	59	2
秋田県	48	48	<u>45</u>	45	<u>43</u>	43	2
山形県	49	<u>46</u>	<u>44</u>	44	44	<u>43</u>	3
福島県	60	<u>58</u>	58	58	58	58	1

## 2 選挙区

### (1) 現 状

- 従前、公職選挙法では、選挙区は郡・市の区域によると定められていたが、郡の存在意義が大きく変質している状況等に鑑み、平成 27 年 3 月の法改正により、選挙区設定の要件が緩和され、市町村を単位として選挙区が設定できることとされた。
- 前回の一般選挙において西村山郡及び西置賜郡に係る飛地選挙区を解消して以降、現行の 17 選挙区で特段の不都合は生じていないことから、選挙区は現行どおりとし、令和 2 年国勢調査人口に基づき計算すると、いわゆる任意合区の対象となる配当基数<sup>※1</sup> 1 を下回るのが 3 選挙区ある。(村山市選挙区(0.907)、尾花沢市・北村山郡選挙区(0.868)、東村山郡選挙区(0.985))

《参考 6》

- これまで、本県では配当基数が強制合区となる 0.5 に近づいている場合等において合区しているが、上記 3 選挙区は現在のところ 0.5 に迫るほどのものとはなっていない。《参考 7》

#### ※1 配当基数

各選挙区の定数の基礎となる数で、次の式により算出される。

各選挙区内人口 ÷ 議員一人当たりの人口 (県内人口 ÷ 議員総定数)

## (2) 課 題

- 県内の選挙区によっては人口の減少が急激となっているものがあり、引き続き状況を注視していく。

## (3) 結 論

- 現行どおり 17 選挙区とする。

### 《参考6》 公職選挙法第15条第2項

選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数（「議員一人当たりの人口」）の半数以上になるようにしなければならない。

### 《参考7》 本県における任意合区の例

選挙年	S 4 2 . 4		S 5 4 . 4		H 1 9 . 4	
国調年	S 4 0 . 1 0		S 5 0 . 1 0		H 1 7 . 1 0	
合区対象選挙区及び定数	北村山郡(大石田町) 配当基数：0.507	1	西田川郡(温海町) 配当基数：0.579	1	飽海郡(遊佐町) 配当基数：0.637	1
	尾花沢市	1	鶴岡市	4	酒田市	4
合区後選挙区及び定数	尾花沢市・北村山郡	2	鶴岡市・西田川郡	4	酒田市・飽海郡 ※	5

※ 選挙年 H19.4 における合区については、酒田市が合併 (H17.11) したことから、飽海郡が遊佐町のみとなり、合区せずそのままとした場合、人口格差が2倍を超える状況であった (2.137)。



### 3 選挙区別定数

#### (1) 現 状

- 現行どおりの総定数 43 人、17 選挙区で人口比例配分※<sub>2</sub>とすれば、山形市選挙区及び天童市選挙区の定数がそれぞれ 1 人増加し、新庄市選挙区及び最上郡選挙区の定数がそれぞれ 1 人減少となる（2 増 2 減）。
- しかし、山形市選挙区については、配当基数が 9.968 と 10 に近づいているが、前回の国勢調査から 6,242 人減少しており、定数を増やす状況にはない。天童市選挙区については、前回の配当基数 2.380 から 2.502 となっているが、今後の推移を見ていく必要がある。《参考 8》
- 現在、最上郡選挙区の人口 36,490 人に対し、新庄市選挙区の人口は 34,432 人となっており、最上郡選挙区が上回っている。しかし、これまでの人口減少の状況を見ると、今後、最上郡選挙区の人口が新庄市選挙区を下回る可能性がある。《参考 9》

#### ※2 人口比例配分

公職選挙法第 15 条第 8 項本文に規定されている原則の配分方式

##### 公職選挙法第 15 条第 8 項

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

## (2) 課 題

- 選挙区別の人口が減少しているにも関わらず、基数計算上は増となる山形市選挙区及び天童市選挙区をどのように取り扱うのか検討が必要である。
- 現行の配当基数の計算上、議員定数4から2へ半減してしまう最上地域の選挙区について検討する必要がある。新庄市選挙区と最上郡選挙区を合区するという考えもあるが、さらに人口減少が見込まれる両選挙区のあり方については、慎重に議論する必要がある。なお、合区を検討する場合、両選挙区の配当基数が1を超えることについて留意する必要がある。

## (3) 結 論

- 人口比例とした場合、2増2減となるが、上記の理由から、山形市選挙区、天童市選挙区、新庄市選挙区及び最上郡選挙区に公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を適用し、現行どおりとする。

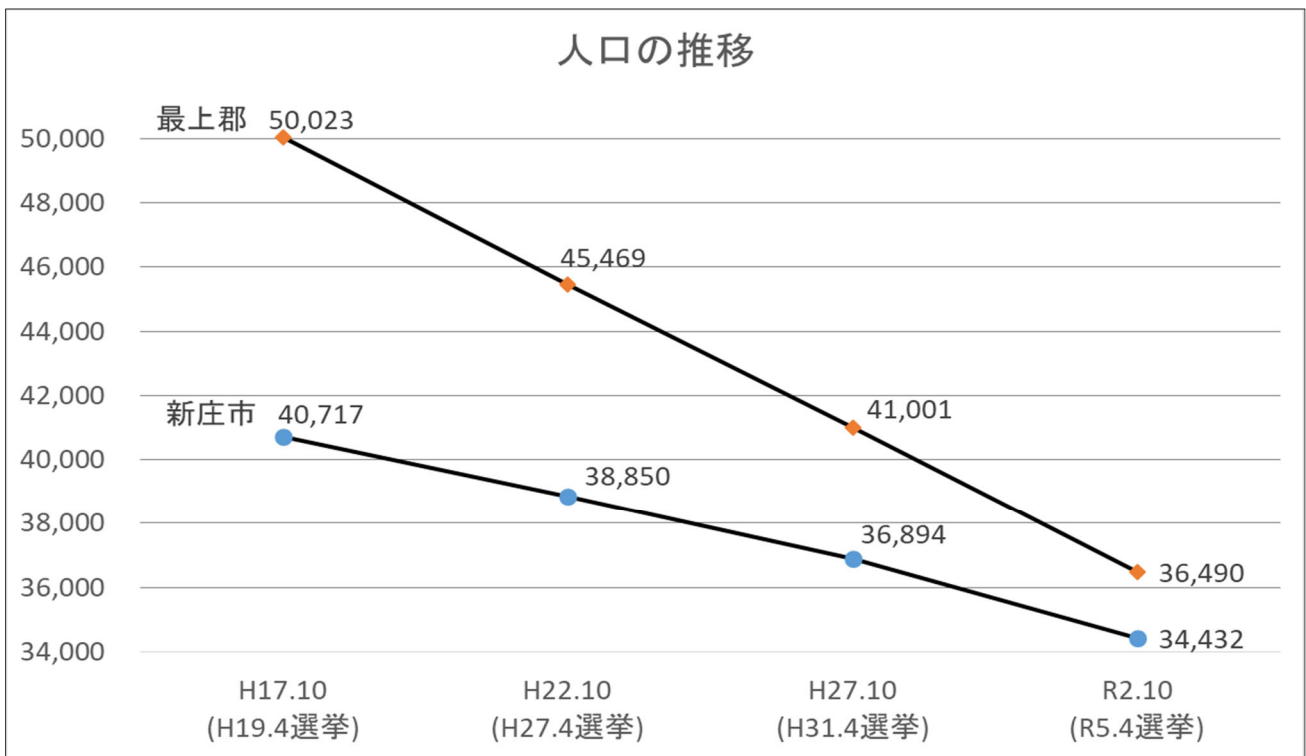
このただし書の規定の適用については、議員一人当たりの人口の格差が1.971倍から1.805倍に縮小することから、議会に与えられた裁量権の合理的な行使として、県民の理解が得られるものとする。《参考10》

《参考8》 山形市選挙区、天童市選挙区の人口及び配当基数の状況

選挙区	平成27年人口 (人)	令和2年人口 (人)	増減 (人)	配当基数
山形市	253,832	247,590	▲6,242	9.968
天童市	62,194	62,140	▲54	2.502

《参考9》 新庄市選挙区、最上郡選挙区の人口及び配当基数の状況

選挙区	平成27年人口 (人)	令和2年人口 (人)	増減 (人)	配当基数
新庄市	36,894	34,432	▲2,462	1.386
最上郡	41,001	36,490	▲4,511	1.469



《参考10》 議員一人当たりの人口の格差の推移

選挙年月	平成15年4月	平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月 (調整前後)	平成31年4月 (調整前後)	次期選挙 (調整前後)
格差	1.819倍	1.769倍	1.769倍	1.835倍 ⇒1.742倍	1.862倍 ⇒1.750倍	1.971倍 ⇒1.805倍

※ 資料11 参照

## V 次期定数等検討委員会への申し送り事項

次の次（令和9年4月）の一般選挙に向けた定数等の検討に当たっては、下記の事項について留意することを望む。

### 1 基本的原則の継続

今回、これまでの本県議会における定数や選挙区の検討経過等を整理し、基本的原則を確認した。次期検討においても、これらの原則を踏まえて検討することを望む。

- ① 議員一人当たり人口の格差は2倍以内とする。
- ② 総定数は増やさない。
- ③ 配当基数が1を下回る場合は、合区について検討する。

### 2 最上地域（新庄市選挙区・最上郡選挙区）の選挙区のあり方と議員定数等について、次期一般選挙後速やかに検討する。

次のような議論があって、今回は隣接する最上地域の選挙区の変更を見送ったが、次期一般選挙後速やかに課題を整理・検討し、地域住民に周知していく必要がある。

- ① 人口比例配分した場合、新庄市選挙区、最上郡選挙区の定数がそれぞれ▲1となり、最上地域として現行の4から2へ半減してしまう。
- ② 強制合区や任意合区の対象とならない配当基数が1以上ある

両区を合区することについて、検討する必要がある。

- ③ 最上郡選挙区の人口（36,490人、平成27年比▲4,511人）の減少が著しく、今後、新庄市選挙区の人口（34,432人、平成27年比▲2,462人）を下回る可能性がある。
- ④ 単純に比較することはできないが、地域としてみた場合、寒河江市・西村山郡選挙区（人口76,798人）の定数3に対して、新庄市選挙区と最上郡選挙区合計（人口70,922人）で定数4となっている。

### 3 増員選挙区のあり方

選挙区別の人口が減少しているにも関わらず、基数計算上は増となる山形市選挙区及び天童市選挙区をどのように取り扱うのか検討が必要である。

- 4 人口が減少する中で議会が担う役割を十分に発揮できるような議員総定数及び常任委員会の審議等のあり方を将来に向けて検討する。

#### 【議論の経過】

- 人口減少の進行が予想される中、議会が機能できるよう、議員総定数の検討と併せて、適切な常任委員会数・所属委員数や、複数常任委員会所属制など委員会審議の工夫等、県議会としてのあるべき姿を議論すべきである。

## < 資 料 編 >

- 資料 1 定数等検討委員会の審査経過
- 資料 2 都道府県議会議員の定数及び選挙区に関する法規定
- 資料 3 山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例
- 資料 4 山形県議会議員選挙区図
- 資料 5 令和 2 年国勢調査における本県人口（市町村別）
- 資料 6 県内人口の推移（選挙区別）
- 資料 7 選挙区別定数の推移及び選挙区の状況
- 資料 8 議員一人当たり人口の推移
- 資料 9 都道府県議会の議員総定数の削減状況
- 資料 10 今後人口減少が進む中で議会が担う役割を十分に発揮できるあるべき姿についての意見交換
- 資料 11 選挙区別定数試算表
- 資料 12 山形県議会定数等検討委員会委員名簿

## 定数等検討委員会の審査経過

回数	開催年月日	主な検討事項
1	令和2年7月3日	・正副委員長の互選
2	令和2年8月18日	・委員会の運営について ・都道府県議会議員定数に関する法令等について ・前回の定数等検討委員会の検討結果及び考え方等について
3	令和2年9月30日	・県議会議員選挙に係る地方自治法及び公職選挙法における規定について ・令和2年度国勢調査について
4	令和2年11月4日	・前回の定数等検討委員会における基本的原則について ・都道府県議会の常任委員会設置状況等について
5	令和2年12月9日	・今後の議論のベースとなる考え方について
6	令和3年2月3日	・議員総定数のあり方について
7	令和3年3月9日	・議員総定数のあり方について
8	令和3年6月21日	・令和2年国勢調査人口速報集計山形県結果について ・次期一般選挙における議員総定数について
9	令和3年8月18日	・令和2年国勢調査人口速報集計結果（全国）について ・東北各県及び人口類似県の削減状況について ・次期一般選挙における選挙区について
10	令和3年9月27日	・次期一般選挙における選挙区別定数について
11	令和3年10月5日	・次期一般選挙における選挙区別定数について
12	令和3年12月8日	・令和2年国勢調査の確定値について（報告） ・次期一般選挙における選挙区別定数について
13	令和4年1月19日	・次期一般選挙に向けた定数等に係る検討状況について ・次期一般選挙に向けた定数及び選挙区等についての検討結果報告書（骨子案）について
14	令和4年2月15日	・今後人口減少が進む中で議会が担う役割を十分に発揮できるべき姿について（意見交換） ・今後のスケジュールについて
15	令和4年2月25日	・次期一般選挙に向けた定数及び選挙区等についての検討結果報告書について

## 都道府県議会議員の定数及び選挙区に関する法規定

## 【改正地方自治法 平成 23 年 8 月 1 日施行】

第 90 条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

- 2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。以下 [略]

## 【改正公職選挙法 平成 27 年 3 月 1 日施行】

## (選挙の単位)

第 12 条 衆議院（小選挙区選出）議員、衆議院（比例代表選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。

- 2～4 [略]

## (地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。

- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

- 9～10 [略]



山形県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において  
選挙すべき議員の数に関する条例

平成 14 年 3 月 22 日 条例第 7 号 制定  
 平成 17 年 7 月 8 日 条例第 67 号 改正  
 平成 18 年 3 月 22 日 条例第 7 号 改正  
 平成 23 年 3 月 22 日 条例第 6 号 改正  
 平成 29 年 7 月 11 日 条例第 28 号 改正

(議員の定数)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 90 条第 1 項の規定に基づく山形県議会の議員の定数は、43 人とする。

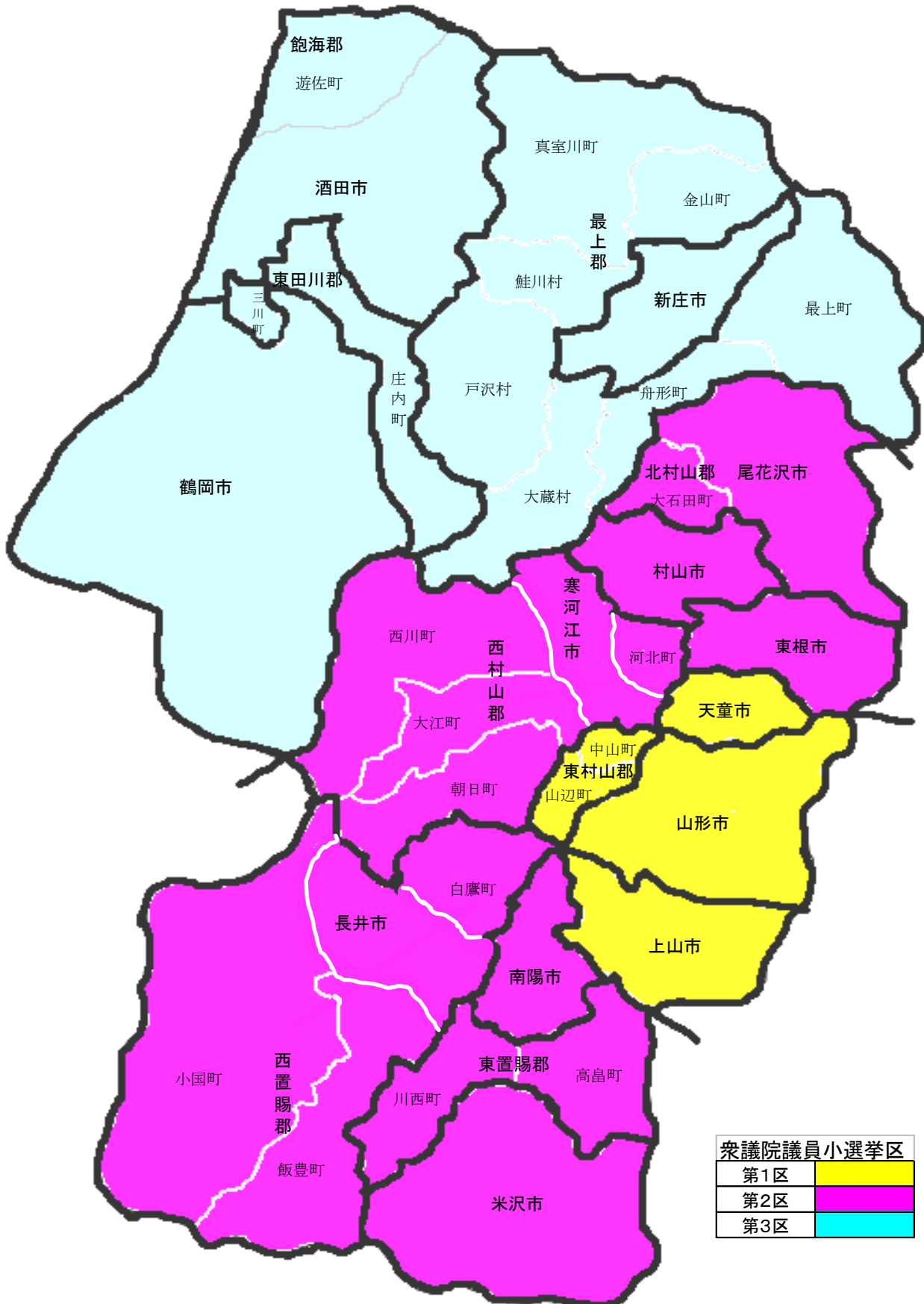
(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく山形県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
山形市	9 人
米沢市	3 人
鶴岡市	5 人
酒田市・飽海郡	5 人
新庄市	2 人
寒河江市・西村山郡	3 人
上山市	1 人
村山市	1 人
長井市・西置賜郡	2 人
天童市	2 人
東根市	2 人
尾花沢市・北村山郡	1 人
南陽市	1 人
東村山郡	1 人
最上郡	2 人
東置賜郡	2 人
東田川郡	1 人

附則 一省略一

# 【山形県議会議員選挙区図】



衆議院議員小選挙区	
第1区	黄色
第2区	紫
第3区	青

注：酒田市には飛島を含む。

令和2年国勢調査における本県人口（市町村別）

	人 口						世 帯 数				一般世帯の 1世帯当たり人員	
	令和2年			平成27年	平成27年との比較		令和2年	平成27年	平成27年との比較		令和2年	平成27年
	総 数	男	女	総 数	増減数	増減率	総 数	総数	増減数	増減率	年	年
総 数	人	人	人	人	人	%	世帯	世帯	世帯	%	人	人
総 数	1,068,027	516,438	551,589	1,123,891	△ 55,864	△ 5.0	398,015	393,396	4,619	1.2	2.61	2.78
市 部	859,465	415,216	444,249	897,041	△ 37,576	△ 4.2	329,399	324,237	5,162	1.6	2.54	2.70
郡 部	208,562	101,222	107,340	226,850	△ 18,288	△ 8.1	68,616	69,159	△ 543	△ 0.8	2.95	3.20
村山地域	531,855	257,372	274,483	551,524	△ 19,669	△ 3.6	200,593	196,340	4,253	2.2	2.58	2.74
最上地域	70,922	34,025	36,897	77,895	△ 6,973	△ 9.0	24,422	24,998	△ 576	△ 2.3	2.81	3.03
置賜地域	201,846	99,058	102,788	214,975	△ 13,129	△ 6.1	74,518	74,030	488	0.7	2.63	2.83
庄内地域	263,404	125,983	137,421	279,497	△ 16,093	△ 5.8	98,482	98,028	454	0.5	2.60	2.78
山形市	247,590	119,001	128,589	253,832	△ 6,242	△ 2.5	102,318	100,303	2,015	2.0	2.35	2.46
米沢市	81,252	40,258	40,994	85,953	△ 4,701	△ 5.5	33,095	32,997	98	0.3	2.38	2.54
鶴岡市	122,347	58,626	63,721	129,652	△ 7,305	△ 5.6	45,666	45,339	327	0.7	2.61	2.79
酒田市	100,273	47,838	52,435	106,244	△ 5,971	△ 5.6	39,402	39,320	82	0.2	2.48	2.64
新庄市	34,432	16,446	17,986	36,894	△ 2,462	△ 6.7	12,857	12,961	△ 104	△ 0.8	2.59	2.77
寒河江市	40,189	19,529	20,660	41,256	△ 1,067	△ 2.6	13,654	13,086	568	4.3	2.89	3.10
上山市	29,110	13,909	15,201	31,569	△ 2,459	△ 7.8	10,537	10,694	△ 157	△ 1.5	2.68	2.86
村山市	22,516	10,937	11,579	24,684	△ 2,168	△ 8.8	7,579	7,713	△ 134	△ 1.7	2.92	3.15
長井市	26,543	12,953	13,590	27,757	△ 1,214	△ 4.4	9,486	9,109	377	4.1	2.70	2.94
天童市	62,140	30,222	31,918	62,194	△ 54	△ 0.1	22,589	21,428	1,161	5.4	2.69	2.85
東根市	47,682	23,525	24,157	47,768	△ 86	△ 0.2	16,573	15,473	1,100	7.1	2.77	2.97
尾花沢市	14,971	7,320	7,651	16,953	△ 1,982	△ 11.7	4,883	5,109	△ 226	△ 4.4	2.96	3.21
南陽市	30,420	14,652	15,768	32,285	△ 1,865	△ 5.8	10,760	10,705	55	0.5	2.75	2.95
東村山郡	24,471	11,854	12,617	25,732	△ 1,261	△ 4.9	8,066	7,867	199	2.5	2.98	3.21
山辺町	13,725	6,603	7,122	14,369	△ 644	△ 4.5	4,551	4,440	111	2.5	2.95	3.16
中山町	10,746	5,251	5,495	11,363	△ 617	△ 5.4	3,515	3,427	88	2.6	3.02	3.28
西村山郡	36,609	17,862	18,747	40,179	△ 3,570	△ 8.9	12,308	12,524	△ 216	△ 1.7	2.89	3.12
河北町	17,641	8,528	9,113	18,952	△ 1,311	△ 6.9	5,929	5,865	64	1.1	2.89	3.15
西川町	4,956	2,387	2,569	5,636	△ 680	△ 12.1	1,686	1,785	△ 99	△ 5.5	2.88	3.11
朝日町	6,366	3,150	3,216	7,119	△ 753	△ 10.6	2,150	2,242	△ 92	△ 4.1	2.87	3.09
大江町	7,646	3,797	3,849	8,472	△ 826	△ 9.7	2,543	2,632	△ 89	△ 3.4	2.90	3.11
北村山郡	6,577	3,213	3,364	7,357	△ 780	△ 10.6	2,086	2,143	△ 57	△ 2.7	3.06	3.35
大石田町	6,577	3,213	3,364	7,357	△ 780	△ 10.6	2,086	2,143	△ 57	△ 2.7	3.06	3.35
最上郡	36,490	17,579	18,911	41,001	△ 4,511	△ 11.0	11,565	12,037	△ 472	△ 3.9	3.05	3.30
金山町	5,071	2,466	2,605	5,829	△ 758	△ 13.0	1,572	1,643	△ 71	△ 4.3	3.18	3.51
最上町	8,080	3,913	4,167	8,902	△ 822	△ 9.2	2,596	2,665	△ 69	△ 2.6	3.03	3.25
舟形町	5,007	2,420	2,587	5,631	△ 624	△ 11.1	1,580	1,621	△ 41	△ 2.5	2.99	3.30
真室川町	7,203	3,408	3,795	8,137	△ 934	△ 11.5	2,320	2,478	△ 158	△ 6.4	2.98	3.16
大蔵村	3,028	1,498	1,530	3,412	△ 384	△ 11.3	945	1,016	△ 71	△ 7.0	3.12	3.30
鮭川村	3,902	1,887	2,015	4,317	△ 415	△ 9.6	1,193	1,224	△ 31	△ 2.5	3.20	3.45
戸沢村	4,199	1,987	2,212	4,773	△ 574	△ 12.0	1,359	1,390	△ 31	△ 2.2	2.97	3.31
東置賜郡	37,021	18,051	18,970	39,633	△ 2,612	△ 6.6	11,853	11,771	82	0.7	3.05	3.28
高畠町	22,463	10,950	11,513	23,882	△ 1,419	△ 5.9	7,358	7,218	140	1.9	3.00	3.26
川西町	14,558	7,101	7,457	15,751	△ 1,193	△ 7.6	4,495	4,553	△ 58	△ 1.3	3.12	3.32
西置賜郡	26,610	13,144	13,466	29,347	△ 2,737	△ 9.3	9,324	9,448	△ 124	△ 1.3	2.78	3.04
小国町	7,107	3,573	3,534	7,868	△ 761	△ 9.7	2,810	2,845	△ 35	△ 1.2	2.45	2.68
白鷹町	12,890	6,357	6,533	14,175	△ 1,285	△ 9.1	4,389	4,405	△ 16	△ 0.4	2.87	3.16
飯豊町	6,613	3,214	3,399	7,304	△ 691	△ 9.5	2,125	2,198	△ 73	△ 3.3	3.03	3.24
東田川郡	27,752	13,330	14,422	29,394	△ 1,642	△ 5.6	8,982	8,860	122	1.4	2.99	3.22
三川町	7,601	3,694	3,907	7,728	△ 127	△ 1.6	2,332	2,223	109	4.9	3.06	3.29
庄内町	20,151	9,636	10,515	21,666	△ 1,515	△ 7.0	6,650	6,637	13	0.2	2.96	3.20
飽海郡	13,032	6,189	6,843	14,207	△ 1,175	△ 8.3	4,432	4,509	△ 77	△ 1.7	2.83	3.05
遊佐町	13,032	6,189	6,843	14,207	△ 1,175	△ 8.3	4,432	4,509	△ 77	△ 1.7	2.83	3.05

出典：令和2年国勢調査人口等基本集計結果（山形県みらい企画創造部）

## 県内人口の推移（選挙区別）

(人)

選挙区\国勢調査	平成7年10月	平成12年10月	平成17年10月	平成22年10月	平成27年10月	令和2年10月	平成22年10月と 令和2年10月の 比較	平成27年10月と 令和2年10月の 比較
山形市	254,488	255,369	256,012	254,244	253,832	247,590	▲ 6,654	▲ 6,242
米沢市	95,592	95,396	93,178	89,401	85,953	81,252	▲ 8,149	▲ 4,701
鶴岡市(西田川郡※1)	112,056	111,236	142,384	136,623	129,652	122,347	▲ 14,276	▲ 7,305
酒田市・飽海郡※2	101,230	101,311	134,429	126,631	120,451	113,305	▲ 13,326	▲ 7,146
飽海郡※3	40,201	38,340						
新庄市	42,896	42,151	40,717	38,850	36,894	34,432	▲ 4,418	▲ 2,462
寒河江市・西村山郡※4	42,805	43,379	43,625	42,373	41,256	76,798	▲ 8,887	▲ 4,637
西村山郡※4	50,494	48,742	46,163	43,312	40,179			
上山市	38,047	36,886	36,013	33,836	31,569	29,110	▲ 4,726	▲ 2,459
村山市	30,506	29,586	28,192	26,811	24,684	22,516	▲ 4,295	▲ 2,168
長井市・西置賜郡※4	32,727	31,987	30,929	29,473	27,757	53,153	▲ 8,439	▲ 3,951
西置賜郡※4	37,959	36,615	34,696	32,119	29,347			
天童市	60,626	63,231	63,864	62,214	62,194	62,140	▲ 74	▲ 54
東根市	43,208	44,800	45,834	46,414	47,768	47,682	1,268	▲ 86
尾花沢市・北村山郡	33,076	31,410	29,519	27,115	24,310	21,548	▲ 5,567	▲ 2,762
南陽市	36,810	36,191	35,190	33,658	32,285	30,420	▲ 3,238	▲ 1,865
東村山郡	27,747	28,085	27,938	27,154	25,732	24,471	▲ 2,683	▲ 1,261
最上郡	56,870	53,259	50,023	45,469	41,001	36,490	▲ 8,979	▲ 4,511
東置賜郡	47,728	46,495	44,795	42,338	39,633	37,021	▲ 5,317	▲ 2,612
東田川郡※5	71,892	69,678	32,680	30,889	29,394	27,752	▲ 3,137	▲ 1,642
<b>合計</b>	<b>1,256,958</b>	<b>1,244,147</b>	<b>1,216,181</b>	<b>1,168,924</b>	<b>1,123,891</b>	<b>1,068,027</b>	<b>▲ 100,897</b>	<b>▲ 55,864</b>

※1 西田川郡とは、鶴岡市と合併前の旧西田川郡温海町。合併前まで鶴岡市・西田川郡選挙区であった。

※2 平成19年1月に酒田市と飽海郡遊佐町を公職選挙法第15条第3項の規定による任意合区。

※3 この場合の飽海郡とは、現飽海郡遊佐町及び合併前の旧飽海郡八幡町、松山町、平田町。

旧飽海郡八幡町、松山町、平田町は、平成17年11月に酒田市と合併しているが、現選挙区での人口を比較するために、平成17年10月の旧飽海郡八幡町、松山町、平田町の人口を酒田市・飽海郡の欄に合算して計上している。

※4 公職選挙法の改正趣旨を踏まえ、平成31年1月に寒河江市と西村山郡及び長井市と西置賜郡をそれぞれ合区し、飛地選挙区を解消した。

※5 平成17年10月以降は三川町と庄内町の人口。

選挙区別定数の推移及び選挙区の状況

【選挙区別定数の推移】

(人)

選挙区\選挙年月	平成11年4月	平成15年4月	平成19年4月	平成23年4月	平成27年4月	平成31年4月
山形市	9	9	9	9	9	9
米沢市	4	4	<u>3</u>	3	3	3
鶴岡市（西田川郡）	4	4	<u>5</u>	5	5	5
酒田市・飽海郡	4	4	5	5	5	5
飽海郡	2	<u>1</u>	/	/	/	/
新庄市	2	2	2	2	2	2
寒河江市・西村山郡	2	2	2	2	2	<u>3</u>
西村山郡	2	2	2	2	2	/
上山市	1	1	1	1	1	1
村山市	1	1	1	1	1	1
長井市・西置賜郡	1	1	1	1	1	2
西置賜郡	2	<u>1</u>	1	1	1	/
天童市	2	2	2	2	2	2
東根市	2	2	2	2	2	2
尾花沢市・北村山郡	1	1	1	1	1	1
南陽市	1	1	1	1	1	1
東村山郡	1	1	1	1	1	1
最上郡	3	<u>2</u>	2	2	2	2
東置賜郡	2	2	2	2	2	2
東田川郡	3	3	<u>1</u>	1	1	1
<b>合計</b>	<b>49</b>	<b><u>46</u></b>	<b><u>44</u></b>	<b>44</b>	<b>44</b>	<b><u>43</u></b>

【選挙区の状況（平成31年4月一般選挙時）】

	1人区	2人区	3人区	4人区	5人区	6人区	7人区	8人区	9人区
<b>数 (a)</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
<b>割合 (a/17)</b>	<b>35.3</b>	<b>35.3</b>	<b>11.8</b>	<b>0.0</b>	<b>11.8</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>5.9</b>

## 議員一人当たり人口の推移

(人)

選挙区\選挙年月	H15.4	H19.4	H23.4※	H27.4	H31.4
山形市	28,374	28,446	28,446	28,249	28,204
米沢市	23,849	31,059	31,059	29,800	28,651
鶴岡市(西田川郡)	27,809	28,477	28,477	27,325	25,930
酒田市・飽海郡	25,328	26,886	26,886	25,326	24,090
飽海郡	<b>38,340</b>				
新庄市	<b>21,076</b>	<b>20,359</b>	<b>20,359</b>	<b>19,425</b>	<b>18,447</b>
寒河江市・西村山郡	21,690	21,813	21,813	21,187	27,145
西村山郡	24,371	23,082	23,082	21,656	
上山市	36,886	<b>36,013</b>	<b>36,013</b>	<b>33,836</b>	31,569
村山市	29,586	28,192	28,192	26,811	24,684
長井市・西置賜郡	31,987	30,929	30,929	29,473	28,552
西置賜郡	36,615	34,696	34,696	32,119	
天童市	31,616	31,932	31,932	31,107	31,097
東根市	22,400	22,917	22,917	23,207	23,884
尾花沢市・北村山郡	31,410	29,519	29,519	27,115	24,310
南陽市	36,191	35,190	35,190	33,658	<b>32,285</b>
東村山郡	28,085	27,938	27,938	27,154	25,732
最上郡	26,630	25,012	25,012	22,735	20,501
東置賜郡	23,248	22,398	22,398	21,169	19,817
東田川郡	23,226	32,680	32,680	30,889	29,394
<b>県平均</b>	<b>27,047</b>	<b>27,640</b>	<b>27,640</b>	<b>26,566</b>	<b>26,137</b>

※平成23年4月選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)」により、選挙すべき定数並びに選挙区及び選挙区別定数は、平成17年の国勢調査の結果による人口とされた。

## 都道府県議会の議員総定数の削減状況

	H11一般選挙 (A)	H31一般選挙 (B)	(B) - (A)		削減率の 順位
			削減数	削減率(%)	
北海道	110	100	▲ 10	▲ 9.1	21
青森県	51	48	▲ 3	▲ 5.9	36
岩手県	51	48	▲ 3	▲ 5.9	36
宮城県	63	59	▲ 4	▲ 6.3	34
秋田県	48	43	▲ 5	▲ 10.4	13
山形県	49	43	▲ 6	▲ 12.2	7
福島県	60	58	▲ 2	▲ 3.3	42
茨城県	66	62	▲ 4	▲ 6.1	35
栃木県	55	50	▲ 5	▲ 9.1	21
群馬県	57	50	▲ 7	▲ 12.3	6
埼玉県	94	93	▲ 1	▲ 1.1	45
千葉県	98	94	▲ 4	▲ 4.1	41
東京都	127	127	0	0.0	46
神奈川県	107	105	▲ 2	▲ 1.9	43
新潟県	62	53	▲ 9	▲ 14.5	2
富山県	45	40	▲ 5	▲ 11.1	11
石川県	48	43	▲ 5	▲ 10.4	13
福井県	40	37	▲ 3	▲ 7.5	30
山梨県	42	37	▲ 5	▲ 11.9	8
長野県	62	57	▲ 5	▲ 8.1	27
岐阜県	51	46	▲ 5	▲ 9.8	16
静岡県	78	68	▲ 10	▲ 12.8	4
愛知県	107	102	▲ 5	▲ 4.7	39
三重県	55	51	▲ 4	▲ 7.3	31
滋賀県	48	44	▲ 4	▲ 8.3	26
京都府	65	60	▲ 5	▲ 7.7	29
大阪府	112	88	▲ 24	▲ 21.4	1
兵庫県	92	86	▲ 6	▲ 6.5	33
奈良県	48	43	▲ 5	▲ 10.4	13
和歌山県	47	42	▲ 5	▲ 10.6	12
鳥取県	38	35	▲ 3	▲ 7.9	28
島根県	41	37	▲ 4	▲ 9.8	16
岡山県	56	55	▲ 1	▲ 1.8	44
広島県	70	64	▲ 6	▲ 8.6	24
山口県	53	47	▲ 6	▲ 11.3	10
徳島県	42	38	▲ 4	▲ 9.5	20
香川県	45	41	▲ 4	▲ 8.9	23
愛媛県	52	47	▲ 5	▲ 9.6	19
高知県	41	37	▲ 4	▲ 9.8	16
福岡県	91	87	▲ 4	▲ 4.4	40
佐賀県	41	38	▲ 3	▲ 7.3	31
長崎県	52	46	▲ 6	▲ 11.5	9
熊本県	56	49	▲ 7	▲ 12.5	5
大分県	47	43	▲ 4	▲ 8.5	25
宮崎県	45	39	▲ 6	▲ 13.3	3
鹿児島県	54	51	▲ 3	▲ 5.6	38
沖縄県	48	48	0	0.0	46
	2,910	2,679	▲ 231	▲ 7.9	-

※色染めした県は、平成27年度国勢調査人口が100～120万人の団体

## 今後人口減少が進む中で議会が担う役割を 十分に発揮できるあるべき姿についての意見交換

令和4年2月15日の定数等検討委員会において、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」による2045年の山形県の人口を参考にしながら、①人口減少が進む中での議員総定数、②選挙区及び選挙区別定数、③議会審議のあり方について意見交換を実施した。

### 【主な意見交換の内容】

- 人口減少が進む中においてもある一定数の議員を確保する必要があるのではないかと。
- また、その際、選挙区別定数のバランスが崩れてくることから、地域性も踏まえながら合区のあり方についても検討が必要である。
- 適切な常任委員会数及び所属委員数、複数常任委員会所属制や議会日程を含む委員会審議の工夫等、県議会としてのあるべき姿を検討すべきである。
- 他県の状況を踏まえて議員総定数を検討することから脱却し、議会のあるべき姿を発信していく時期に来ているのではないかと。そのためには県民の理解も必要である。

以上、様々な意見が出されたが、引き続き将来を見据え、次期定数等検討委員会においても検討することを望む。



## 選挙区別定数試算表

〔試算条件：議員総定数を43人 ※山形市・新庄市・天童市・最上郡にただし書を適用〕

選挙区	市町村	人口(R2.10.1)		(総定数43(議員一人当たり人口 24,838 人…②))								
		市町村人口	選挙区人口(①)	配当基数(①/②)	議員定数(整数部分)	端数切上順位	人口比例による定数(A)	現在の定数(B)	増減(A-B)	人口比例による議員一人当たり人口(①/A)	【ただし書適用】	
											定数(C)	議員一人当たり人口(①/C)
山形市	山形市	247,590	247,590	9.968	9	②	10	9	1	24,759	9	27,510
米沢市	米沢市	81,252	81,252	3.271	3		3	3	0	27,084	3	27,084
鶴岡市	鶴岡市	122,347	122,347	4.926	4	③	5	5	0	24,469	5	24,469
酒田市・飽海郡	酒田市	100,273	113,305	4.562	4	⑦	5	5	0	22,661	5	22,661
	遊佐町	13,032										
新庄市	新庄市	34,432	34,432	1.386	1	(11)	1	2	-1	34,432	2	17,216
寒河江市・西村山郡	寒河江市	40,189	76,798	3.092	3		3	3	0	25,599	3	25,599
	河北町	17,641										
	西川町	4,956										
	朝日町	6,366										
	大江町	7,646										
上山市	上山市	29,110	29,110	1.172	1		1	1	0	29,110	1	29,110
村山市	村山市	22,516	22,516	0.907	0	⑤	1	1	0	22,516	1	22,516
長井市・西置賜郡	長井市	26,543	53,153	2.140	2		2	2	0	26,577	2	26,577
	白鷹町	12,890										
	小国町	7,107										
	飯豊町	6,613										
天童市	天童市	62,140	62,140	2.502	2	⑧	3	2	1	20,713	2	31,070
東根市	東根市	47,682	47,682	1.920	1	④	2	2	0	23,841	2	23,841
尾花沢市・北村山郡	尾花沢市	14,971	21,548	0.868	0	⑥	1	1	0	21,548	1	21,548
	大石田町	6,577										
南陽市	南陽市	30,420	30,420	1.225	1		1	1	0	30,420	1	30,420
東村山郡	山辺町	13,725	24,471	0.985	0	①	1	1	0	24,471	1	24,471
	中山町	10,746										
最上郡	金山町	5,071	36,490	1.469	1	(10)	1	2	-1	36,490	2	18,245
	最上町	8,080										
	舟形町	5,007										
	真室川町	7,203										
	大蔵村	3,028										
	鮭川村	3,902										
	戸沢村	4,199										
東置賜郡	高畠町	22,463	37,021	1.491	1	⑨	2	2	0	18,511	2	18,511
	川西町	14,558										
東田川郡	三川町	7,601	27,752	1.117	1		1	1	0	27,752	1	27,752
	庄内町	20,151										
		1,068,027	1,068,027		34	9	43	43	0	1,971	43	1,805

## 【基数計算の方法】

地方議会議員定数配分は、①まず、議員総定数を決め県内人口を議員総定数で割り「議員一人当たり人口」を算出し、②次に各選挙区の人口を「議員一人当たり人口」で割り整数部分を確定する。③さらに、議員総定数に達するまで、小数点以下が大きい選挙区から順次繰り上げる。(最大剰余方式)

※ただし書を適用することにより格差が縮小する。

## 山形県議会定数等検討委員会 委員名簿

(令和4年3月1日現在)

委員長 田澤伸一 (自由民主党)

副委員長 木村忠三 (県政クラブ)

委員 青柳安展 (県政クラブ)

※令和3年3月18日から令和3年10月11日まで

矢吹栄修 (自由民主党)

※令和3年10月11日から

石黒 覚 (県政クラブ)

島津良平 (自由民主党)

奥山誠治 (自由民主党)

※令和2年7月3日から令和3年3月18日まで

小野幸作 (自由民主党)

伊藤重成 (自由民主党)

志田英紀 (自由民主党)

※正副委員長以外は議席番号順

# 会 議 順 序 表

[議事日程第6号]

令和4年3月8日(火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第6号、その他)	
	< 開 議 >	
2	○ 予算特別委員会の報告について	
3	○ 議案上程・常任委員会付託 (議第29号から議第63号までの35件)	
4	○ 請願上程・常任委員会付託	
5	○ 山形県議会定数等検討委員会の調査終了報告について ○ 山形県議会定数等検討委員会の廃止について  < 散 会 >	

## 議 事 日 程 ( 第 6 号 )

令和4年3月8日(火) 午前10時開議

- 第 1 予算特別委員会の報告について
- 第 2 議第29号 令和4年度山形県一般会計予算
- 第 3 議第30号 令和4年度山形県公債管理特別会計予算
- 第 4 議第31号 令和4年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第 5 議第32号 令和4年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 6 議第33号 令和4年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第34号 令和4年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第 8 議第35号 令和4年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 議第36号 令和4年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第 10 議第37号 令和4年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 11 議第38号 令和4年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第 12 議第39号 令和4年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第 13 議第40号 令和4年度山形県流域下水道事業会計予算
- 第 14 議第41号 令和4年度山形県電気事業会計予算
- 第 15 議第42号 令和4年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第 16 議第43号 令和4年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第 17 議第44号 令和4年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第 18 議第45号 令和4年度山形県病院事業会計予算
- 第 19 議第46号 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 20 議第47号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議第48号 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 22 議第49号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 23 議第50号 山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議第51号 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議第52号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議第53号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議第54号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議第55号 山形県森林整備促進・林業等再生基金条例を廃止する条例の設定について
- 第 29 議第56号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議第57号 山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 31 議第58号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議第59号 山形県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第60号 一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について
- 第 34 議第61号 包括外部監査契約の締結について
- 第 35 議第62号 別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 第 36 議第63号 別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について
- 第 37 請願
- 第 38 山形県議会定数等検討委員会の調査終了報告について
- 第 39 山形県議会定数等検討委員会の廃止について

# 常 任 委 員 会 付 託 表

(令和4年2月定例会)

委員会名	件 名	
総 務	議第29号 令和4年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部及び第3項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く、第14款予備費 3 第3条第3表 地方債 4 第4条 一時借入金 5 第5条 歳出予算の流用	
	議第30号 令和4年度山形県公債管理特別会計予算	
	議第31号 令和4年度山形県市町村振興資金特別会計予算	
	議第46号 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
	議第47号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第1号の2、第72号、第73号、第90号、第97号、第99号、第110号及び附則中施行期日の該当部分	
	議第48号 山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
	議第49号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について	
	議第61号 包括外部監査契約の締結について	
	議第62号 別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について	
	議第63号 別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について	
	文教公安	議第29号 令和4年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第9款警察費ただし第1項の一部を除く、第10款教育費ただし第1項の一部、第6項、第7項の一部及び第8項の一部を除く 2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県立庄内中高一貫校（仮称）校舎増築・改修工事請負契約から新運転者管理システム賃貸借及び保守サービス契約まで
		議第47号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第436号、第457号の2から第457号の5まで、同条第2項第5号の4から第6号まで、第12号、第13号、第3条第17項及び別表並びに附則中施行期日の該当部分
		議第58号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

	議第59号	山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
厚生環境	議第29号	令和4年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項 2 第2条第2表 債務負担行為中 山形県志津野営場管理運営業務から山形県立朝日学園本館改築工事監理業務委託契約まで
	議第32号	令和4年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
	議第33号	令和4年度山形県国民健康保険特別会計予算
	議第45号	令和4年度山形県病院事業会計予算
	議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第228号の2から第228号の2の6まで及び附則中施行期日の該当部分
	議第50号	山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について
	議第51号	山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
	議第52号	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第53号	山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第54号	山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
農林水産	議第29号	令和4年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部、第2項の一部及び第4項の一部を除く、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部 2 第2条第2表 債務負担行為中 東北農林専門職大学（仮称）校舎新築工事請負契約から森林整備活性化資金利子補給まで
	議第36号	令和4年度山形県農業改良資金特別会計予算
	議第37号	令和4年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
	議第38号	令和4年度山形県林業改善資金特別会計予算
	議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第327号から329号の2まで及び附則中施行期日の該当部分
	議第55号	山形県森林整備促進・林業等再生基金条例を廃止する条例の設定について
商工労働 観 光	議第29号	令和4年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第2項の一部及び第3項の一部を除く、第10款教育費第1項の一部、第7項の一部及び第8項の一部 2 第2条第2表 債務負担行為中 公益財団法人山形県企業振興公社に対する損失補償から旧山形県県民会館解体工事請負契約まで

	議第34号	令和4年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
	議第35号	令和4年度山形県土地取得事業特別会計予算
建設	議第29号	令和4年度山形県一般会計予算中
	1	第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項及び第2項の一部を除く
	2	第2条第2表 債務負担行為中 山形県土地開発公社の融資に対する債務保証から県営住宅及び山形県すまい情報センター管理運営業務まで
	議第39号	令和4年度山形県港湾整備事業特別会計予算
	議第40号	令和4年度山形県流域下水道事業会計予算
	議第41号	令和4年度山形県電気事業会計予算
	議第42号	令和4年度山形県工業用水道事業会計予算
	議第43号	令和4年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
	議第44号	令和4年度山形県水道用水供給事業会計予算
	議第47号	山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第349号、第397号、第423号の10、第423号の13及び附則中 施行期日の該当部分
	議第56号	山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議第57号	山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
	議第60号	一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について



# 請 願 上 程 一 覧 表

令和4年2月定例会

区分	番号	受理年月日	関係委員会	件名	提出者	紹介議員	審査結果	措置
請願	35	4.2.17	商工労働観光	令和4年1月27日発令のまん延防止等重点措置に伴う、運転代行業者の事業継続への支援について	山形市久保田2-8-29 山形県運転代行連絡協議会 代表 高橋 二男	遠藤（寛）、相田、渋間、 矢吹、吉村、高橋（啓）、 木村		

付託委員会	件数	審査結果			
		採択	不採択	継続審査	撤回
商工労働観光	1				
計	1				

## 政策提言会議の開催について（案）

1 日 時 令和4年3月15日（火） 本会議終了後

2 会 場 予算特別委員会室

3 協議事項

（1）令和3年度の議会政策提言について

（2）令和3年度の議会政策提言書の知事手交について

## 県立高等学校における大学出願書類の成績誤記載について

### 1 概要

県立米沢興譲館高等学校において、大学受験に使用する発行済みの11名分の調査書について、英語の評定の一部に誤りがあったもの。

出願校数は21大学26学部。

### 2 判明の経緯

令和4年3月1日に、卒業時の成績票を配付した際、生徒より3年次の英語の評定に誤りがあるのではないかという申し出があり、教員が確認したところ、調査書の評定の誤記載が判明したもの。

### 3 誤記載の原因

調査書の作成にあたり、「英語」の一部の科目で、担当教員が成績処理システムに「学年の評定」を入力すべきところ、「2学期の評定」を誤って入力してしまったもの。入力の際、評定の電子データを貼り付ける単純な作業であったため、本来複数で行うことになっていた作業を担当教員が一人で行い、入力後の確認も2学期の評定をもとに行ってしまった。

### 4 生徒・保護者、大学への対応

#### (1) 生徒・保護者への対応

- 全教科の評定及び全生徒の調査書を点検し、他に誤記載がないことを確認した。
- 調査書に誤記載のあった生徒及び保護者に対し、関係職員が自宅を訪問し、説明の上、謝罪した。

#### (2) 大学への対応

- 各大学に謝罪の上、修正後の調査書を発送し、差替えを依頼した。
- 私立大学については、合否への影響がないことを確認した。国公立大学については、差替えを依頼しているが、募集要項等などから、合否に大きな影響はないと考えている。

### 5 今後の対応

成績処理業務等にあたっては、複数で確認し点検することを、改めて全県立学校に通知し徹底を図る。